令和4年12月8日

各務原市内介護保険サービス事業所 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

本日令和4年12月8日、岐阜県はノロウイルス食中毒注意報を発令しました。例年、冬季にはノロウイルスを原因とする食中毒が多発する傾向があります。県内では、12月に入り、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加していることから、今後、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況にあります。

●発令理由

ノロウイルス食中毒注意報及び警報発表に関する運営要領2(1)イ(ア)に 該当

●発令期間

発表日~令和5年3月31日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。

●注意事項

- 手洗いを徹底しましょう。
- 食品を十分に加熱しましょう(中心温度 85~90℃で 90 秒間以上)。
- ・調理器具類を十分に洗浄消毒しましょう。
- 調理をする方は体調管理を徹底しましょう。
- ・嘔吐物は適切に処理しましょう。
- ●詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

URL: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7553.html

各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL: 058-383-2067 (直通)

FAX: 058-383-6365

mail: kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp